

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及びオンキヨーグループを構成するすべての企業は、株主をはじめ地域社会を含むすべての利害関係者と社会や環境に有用な企業であり続け、企業価値の向上を図ることを最も重要な課題のひとつと捉えています。そのために法令や規制を遵守し、執行役員制度の導入、社外取締役の選任、社外監査役の選任、内部監査室の整備等を通じてコーポレート・ガバナンスの充実、強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則を全て遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
パイオニア株式会社	10,835,900	9.41
オーエス・ホールディング株式会社	8,258,000	7.17
MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT	7,000,000	6.07
大舘直人	4,000,000	3.47
EVOLUTION TECHNOLOGY, MEDIA AND TELECOMMUNICATIONS FUND	1,739,930	1.51
株式会社三井住友銀行	1,070,000	0.92
KSD-MIRAE ASSET DAEWOO(CLIENT)	921,100	0.79
楽天証券株式会社	707,800	0.61
大和証券株式会社	673,400	0.58
ティアック株式会社	633,300	0.54

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記割合については、2019年3月31日現在の株主名簿に基づき、発行済株式総数における割合の少数点第3位を切捨しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
吉田 和正	他の会社の出身者													
小野 幹夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 和正		<重要な兼職の状況> CYBERDYNE株式会社 取締役 TDK株式会社 取締役 株式会社豆蔵ホールディングス 取締役 フリービット株式会社 取締役 株式会社マイナビ取締役	コーポレートガバナンスの強化と透明性の確保に向け、同氏の長年にわたる経営の専門家としての豊富な経験と幅広い見識を活かしていただけるものと判断し、社外取締役をお願いしております。
小野 幹夫			上場会社の役員就任されていた経験を活かし、当社経営に有効な助言・提言を行っていただけのもので社外取締役をお願いしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	7名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携につき、「監査役監査基準」に次のとおり定め、連携いたしております。

1. 監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもち、必要に応じて監査役会への出席を求めるほか、会計監査人から監査に関する報告を適時かつ随時に受領し、積極的に意見及び情報の交換を行うなど、会計監査人と緊密な連携を保ち実効的かつ効率的な監査を実施することができるよう、そのための体制の整備に努める。
2. 監査役及び監査役会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行う。
3. 監査役は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、会計監査人の監査の参考となる情報又は会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項について会計監査人に情報を提供するなど、会計監査人との情報の共有に努める。
4. 監査役は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。
5. 監査役は、会計監査人から取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実(財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む。)がある旨の報告等を受けた場合には、監査役会において審議のうえ、必要な調査を行い、取締役会に対する報告又は取締役に対する助言若しくは勧告など、必要な措置を適時に講じなければならない。

社外監査役を含む監査役と内部監査部門の連携につき、「監査役監査基準」に次のとおり定め、連携いたしております。

1. 監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署(本基準において「内部監査部門等」という。)と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努める。
2. 監査役は、内部監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求める。監査役は、内部監査部門等の監査結果を内部統制システムに係る監査役監査に実効的に活用する。
3. 監査役は、取締役のほか、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門、財務部門その他内部統制機能を所管する部署その他の監査役が必要と認める部署から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める。
4. 監査役会は、各監査役からの報告を受けて、取締役又は取締役会に対して助言又は勧告すべき事項を検討する。ただし、監査役会の決定は各監査役の権限の行使を妨げることはできない。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西浦孝充	公認会計士													
石本慎一	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西浦孝充		独立役員として指定しております。	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、社外監査役をお願いしております。
石本慎一		独立役員として指定しております。	税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、社外監査役をお願いしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役へのインセンティブ付与については検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第9期事業報告の中の「取締役及び監査役に支払った報酬の総額」において、取締役、監査役並びに社外役員の報酬の総額を開示しております。また、有価証券報告書では、「役員報酬等」として別途開示しています。報酬等の総額が1億円以上を支給している役員はありませんので、個別報酬は開示しておりません。2019年3月期の取締役及び監査役の報酬等の総額は以下のとおりです。

報酬等の総額

取締役9名 94百万円(うち社外取締役2名 9百万円)

監査役4名 14百万円(うち社外監査役2名 6百万円)

(注)支給対象者数は期中退任者を含んでおります。また、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりませんが、会社規模及び業績を考慮の上、公正かつ公平に決定されるよう努めております。各取締役の報酬は、当事業年度につきましては2019年6月26日の取締役会において、代表取締役社長に一任する旨を決議しております。また、各監査役の報酬額は2019年6月26日の監査役会での協議により決定しております。

なお、当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2011年6月22日であり、決議の内容は、取締役の報酬等の額を年額400百万円以内とし、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与額は含まないこと及び監査役報酬限度額を年額50百万円とすることです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、随時担当部門等から必要な会社経営に関する情報を伝達しております。取締役会資料についても、事前配布に努めております。また、「内部監査室は、必要に応じて監査役会から業務調査の委嘱を受け、監査役の職務を補助し、総務担当部門は監査役会の事務を補助する。」旨を定めており、社外監査役に対しまして、同様に補助を行っており、社外監査役の円滑な監査業務遂行をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役・取締役会)

当社の取締役は、代表取締役社長 大拙宗徳が議長を務め、その他メンバーは代表取締役副社長 宮田幸雄、取締役 奥田伸明、取締役 宮城謙二、取締役 林亨、社外取締役 吉田和正、社外取締役 小野幹夫、以上7名の構成となっており、3ヶ月に1回以上の取締役会を開催しております。また、2010年度より執行役員制度を導入し、経営の監督と執行の分離を図り、取締役会の機能を高めるよう努力しております。

(監査役・監査役会)

当社は監査役制度を採用しており、監査役 山田格也、社外監査役 西浦孝充、社外監査役 石本慎一、以上3名の構成となっており、原則月1回の監査役会を開催し、取締役会・経営会議等の重要会議に出席しております。監査役会においては、定期的に取締役及び執行役員から各担当業務についての報告及び説明を受けており、会計監査人からは必要に応じ業務の報告及び説明を受けております。

(内部監査室)

当社業務の健全性を保つため、最高経営責任者直属の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき当社及び関係会社の監査を実施しております。室岡康幸が内部監査室長含め担当者2名を配置しており、内部統制部門をはじめとする各部署内における業務活動及び諸制度が、経営目的に準拠して遂行されているか否かを評価し、必要に応じて適切な勧告を行うこととし、社内の各部門及び関係会社への牽制機能を果たしております。

(会計監査人)

会計監査については、会計監査人である監査法人K&S Lab.と監査契約を締結し、独立した公正な立場から会計に関する監査を受けております。

(コンプライアンス委員会)

当社のコンプライアンス委員会は、代表取締役社長 大拙宗徳を委員長とし、各本部長を委員メンバーとしております。「コンプライアンス基本規程」に基づき、コンプライアンス関連制度の整備など、法令遵守等のための取り組みを推進し、またコンプライアンスに関わる課題・対応策の協議・承認を行う組織であります。また、公益通報者保護法理、統制及び牽制機能を果たしております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社と社外取締役及び監査役全員につきましては、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役設置会社であり、提出日現在、監査役3名から構成され、そのうち2名が社外監査役となり、経営の監視機能の充実を図っております。全社レベルの重要な決議事項については、取締役会の決定に資するよう、取締役会の事前に経営会議にて十分な議論と審議を行い、その上で取締役会の審議と決議を行う体制を採用しております。

また当社においては、独立性を保持し、財務会計等の専門知識等を有する社外監査役を含む監査役(監査役会)が、会計監査人・内部監査室との積極的な連携を通じて行う「監査」により、ガバナンスの有効性を図っております。上記体制は、当社の内部統制システムに関する基本的な考え方を実現・確保するための実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断し、当該ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月7日に発送しており、会社法で定められた日より2営業日前の発送となります。
集中日を回避した株主総会の設定	第9回定時株主総会を2019年6月26日に開催いたしました。
その他	当社ホームページに招集通知をはじめ、総会関係資料を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の適時開示資料、並びに決算説明資料などをホームページに掲載しております。 掲載ページ: https://www.jp.onkyo.com/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	(1) IR担当部署: 総務部 (2) IR担当役員: 取締役経営企画・財務担当 (3) IR事務連絡責任者: 総務部長	
その他	IRカレンダーの掲載を通じて、当社決算発表等のスケジュールを公開しております。また、決算発表時には補足資料を作成し開示しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業行動憲章を制定し、全ての利害関係者の立場の尊重について定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	内部の環境組織が主管となり、環境行動計画を立て、CSR報告書やサステナビリティ報告書の作成を進めております。また、生物多様性に関する情報の社内公開を実施しております。 ISO14001の認証維持、向上を通じてグループ全社を挙げて積極的に環境に配慮した企業活動に取り組んでおります。 国内外の視覚障害者等を対象とした点字作文コンクールを2003年から継続して開催しております。また、視覚障害者用音点字、音声取り扱い説明書(ラクラクキット)を希望者に無償で配布しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、企業行動憲章を制定(ホームページにて公開)し、全ての利害関係者に対して、適時に、適正で、公平な情報開示を行うよう努力する旨を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループの内部統制システムの構築において、代表取締役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、内部統制システムの体制につきましては、以下の内容を定めております。なお、かかる体制の下で各担当取締役は、担当する内部統制システムの整備について、会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実に努めます。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）は、全世界で、全ての法律と秩序を守り、社会的良心をもって行動し、公正な競争を通じて適正な利潤を追求し、全ての利害関係者と社会や環境に有用な企業であり続けるよう努力する。

- (1) 取締役会は、取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- (2) 代表取締役社長は、社内規則に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
- (3) 取締役は、取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、会社の業務執行状況を取締役会報告基準に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- (4) 使用人は、社内規則等に従い適正な業務執行の徹底と監督を行い、問題があった場合は社内規則に則り適正に処分される。
- (5) 取締役及び使用人の職務執行状況並びに使用人の業務執行についての監査
・取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
・使用人の業務執行状況は、業務執行部門から独立した監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役に適宜報告する。
- (6) コンプライアンスについての通報相談を受付ける通報相談窓口を設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いを防止する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- (2) 法令または取引所適時開示規則に則り情報開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループはリスクマネジメント管理体制を整備し、リスクマネジメント担当役員は各部門のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他の重要事項を決定する。
- (2) リスクマネジメントの担当部門を定め、各部門におけるリスクマネジメント体制の整備を支援し、全社的な視点から部門横断的なリスクマネジメント体制の整備を推進する。
- (3) 各部門の長である執行役員及び使用人は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- (4) 当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備えるとともに事業の継続を確保するため、予め必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度の下、取締役会は経営戦略の創出及び業務執行の監督という本来の機能に特化し、代表取締役社長以下執行役員は自己の職務を執行する。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
- (2) 代表取締役社長による会社の業務執行の決定に資するため、執行役員により構成される経営会議にて審議を行い、また必要に応じて会議体を設置する。
- (3) 取締役会は経営理念の下に当社グループの経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下執行役員はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

5. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 社内規則に従い、子会社管理の所管部門の総括の下、各部門がそれぞれ担当する子会社の管理を行う。また子会社は重要な職務執行について当社に報告するための体制を取る。
- (2) 子会社の取締役または監査役は当社から派遣し、当社取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
- (3) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、適切な内部統制システムを、当社の指導・支援のもと整備することとする。

6. 監査役の監査体制を実効化するための関連事項の整備

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・内部監査室は、必要に応じて監査役会から業務調査の委嘱を受け、監査役の職務を補助し、総務担当部門は監査役会の事務を補助する。また、監査役の補助を担当する使用人が監査役から指示を受けた場合に備え、その指揮命令に従う体制を整備する。
・監査役会が監査役の職務を補助する専任の使用人を置くことの要請を行ったときは関係取締役と協議の上、設置することが出来る。
・上記補助者の人事異動・評価を行う場合は、監査役会の同意を要するものとする。
- (2) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制
・取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の定める監査役会規程及び監査役監査基準に従い、職務執行に関して、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令・定款に違反する重大な事実、その他監査役が求める報告及び情報提供を行わなければならない。
・上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知する。
- (3) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・取締役及び使用人は、監査役による個別ヒアリングの機会を設けるとともに、職務執行を確保する上で必要な、取締役会等の重要会議への出席及び稟議書等の重要資料の閲覧を確保する。
・監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。また、会計監査人及び内部監査室と連携し、それぞれ随時に意見及び情報の交換を行う。

うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

・監査役がその職務の執行について発生する費用の前払い等の請求を行った場合は、速やかにその費用または債務の処理を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を阻害する反社会的な勢力・団体活動に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関係を持たないことを基本方針としております。

2. 整備の状況

当社は、取締役会の下、各本部長により構成されるコンプライアンス委員会を構築して、グループ全体のコンプライアンス・マニュアルを策定し、社会に存立する企業として、高い倫理観を保持し、反社会的な個人・グループ等からの不当、不法な要求に対しても一切応じないコンプライアンス体制を整備しております。

- (1) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備を対応する担当部門を定め、全社における体制の整備を推進しております。
- (2) 反社会的勢力に関する情報の収集や、外部の専門機関との連携を行い、対応マニュアルを整備し、定期的に見直しております。
- (3) 社内体制の整備を対応する担当部門は、反社会的勢力排除に向けた対応マニュアルを全社に周知徹底を行い、組織的に対応する体制を確保するよう努めております。

また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、担当部門が警察当局、関係団体などと十分に連携して対応いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示社内体制の概要

(1)内部情報管理者及び管理責任者

内部情報管理者は各部門長とし、管理責任者は情報開示担当役員としており、情報開示担当役員は重要情報の一元管理を行っております。

(2)適時開示基準

東京証券取引所の定める適時開示規則に沿って適時開示を行うものとしております。

(3)適時開示情報の取扱い

内部情報管理者は、当該情報が発生した場合、速やかに情報開示担当役員に報告するとともに、情報の社内外への漏洩防止に努めなければならないものとしております。

情報開示担当役員は、当該情報が、適時開示情報に該当するか否かを判定する際、社長その他必要と認めたと者と協議するものとしております。

(4)適時開示方法

情報開示は、広報担当部門が、発生事実については発生後遅滞なく、取締役会の承認を要する事項については取締役会の決議後遅滞なく、適時情報開示システム(TDnet)にて開示手続を行い、また、当社ホームページにて公開しております。

企業統治に関するその他の状況

(リスク管理体制の整備の状況)

当社のリスク管理体制は、経営成績・財務状況など経営に影響を及ぼす可能性のあるリスクにつきまして全社横断的な機能会議で常に洗い出しを行い、経営の影響度に応じて経営会議及び取締役会において審議を行っております。また、「リスクマネジメント基本規程」に基づきリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの全体的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策の協議・承認を行い、事業の継続・安定的発展を確保しております。

(子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)

当社の子会社の業務の適正を確保するため、社内規則に従い子会社管理の所管部門の総括の下、各部門がそれぞれ担当する子会社の管理を行い、当社より取締役又は監査役を派遣し、子会社の取締役の職務執行及び業務執行状況を監視・監督を行っております。一方子会社においては、自社の規模、事業の性質、機関設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、適切な内部統制システムを整備することとし、重要な職務執行について当社に報告するための体制を取っております。

(取締役の定数)

2016年6月23日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、当社の取締役は10名以内とする旨定めております。

(取締役の選任及び解任の決議要件)

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。なお、解任に係る決議要件は定めておりません。

(取締役会で決議できる株主総会決議事項)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは自己の株式の取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な経営を可能にすることを目的とするものです。

(中間配当に関する事項)

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制等についての重要性を認識し、環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図ります。

■ オンキヨー株式会社 コーポレートガバナンス図 (2019年7月5日現在)

